第七章　登録検査機関（第三十八条―第四十七条）	
第八章　営業（第四十八条―第七十一条）	
第九章　雑則（第七十二条―第七十九条）	
附則	
第二章　監視指導	
第二十一条　法第二十一条の三第一項の広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその構成員として設ける。	
第三章　削除	
第二十二条及び第二十三条　削除	**第二章及び第三章**　削除
	第二十一条から第二十三条まで　削除

附　則

この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十一月二十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―四―三〇

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第六　使用制限のある設備等（第三十一条関係） 一～四十三　（略） 四十四　墜落制止用器具 四十五～五十一　（略） 備考　（略）	**別表第六**　使用制限のある設備等（第三十一条関係） 一～四十三　（同上） 四十四　安全帯（人事院の定めるものに限る。） 四十五～五十一　（同上） 備考　（同上）

附　則

この規則は、平成三十一年二月一日から施行する。